

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成17年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(業務の実績の報告等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第78条の2第2項の報告書には、<u>当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u></p> <p>(2) <u>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中期計画及び年度計画の概要</p> <p>(6)～(14) [略]</p> <p>(償還計画の認可の申請)</p> <p>第24条 公立大学法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、<u>法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> | <p>(業務の実績の報告等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 法第78条の2第2項の報告書には、<u>中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(事業報告書)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 中期計画及び年度計画の概要 <u>(公立大学法人にあっては、中期計画の概要)</u></p> <p>(6)～(14) [略]</p> <p>(償還計画の認可の申請)</p> <p>第24条 公立大学法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、<u>事業年度の開始後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。